

商品概要説明書

当座貯金

(平成 25 年 10 月 1 日現在)

| | |
|---------------------------------------|---|
| 商品名 | ・当座貯金 |
| ご利用いただける方 | ・個人および法人（団体を含む。） |
| 期間 | ・期間の定めはありません。 |
| 預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位 | ・随時預け入れできます。 ・１円以上 ・１円単位 |
| 払戻方法 | ・小切手・手形により随時払い戻しできます。 |
| 利息 | ・無利息となります。 |
| 手数料 | ・小切手・手形用紙代金は店頭にて備え置く手数料等一覧に記載します。 |
| 付加できる特約事項 | ・別途審査により貸越を利用できます。 |
| 貯金保険制度 (公的制度) | ・貯金保険制度により全額保護されます。 |
| 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容 | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融推進課（電話：018-832-6617）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、秋田県農業協同組合中央会が設置・運営する秋田県 J A バンク相談所（電話：018-864-2030）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融推進課または秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記秋田県 J A バンク相談所にお申し出ください。）</p> |
| その他参考となる 事項 | ・口座開設にあたり所定の審査が必要となります。 ・この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約出来ます。ただし、当 J A に対する解約の通知は書面によるものとします。 ・この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当 J A はその支払義務を負いません。 ・前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。 |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A 新あきた